

事 務 連 絡
平成30年 7月 8日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省 航空局 安全部 運航安全課長

平成30年7月豪雨災害に係る救援活動を行う航空機に係る
許可手続き等の柔軟な運用について

平成30年7月5日からの大雨により各地で河川の氾濫、大規模な浸水、土砂災害が多数発生し甚大な被害が広範囲で生じているところです。

これを受け、国土交通省航空局としては、7月8日より当面の間、救援活動に従事する航空機に関しては、「災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続き等に関する処理要領」（国空航第305号、平成23年10月23日制定、別添参照）に基づき、航空法（以下「法」という。）第79条ただし書の許可申請（場外離着陸場）、法第81条ただし書の許可申請（最低安全高度以下の飛行）及び法第89条のただし書の届出（物件投下）については、申請者からの電話連絡による手続きを認めるなど柔軟な運用を行うこととしましたのでお知らせします。

本件に関し、申請等の窓口の連絡先は以下のとおりです。

○東京航空局保安部運用課

03-5275-9321（平日9：00～17：45）

090-4931-5111（平日時間外・休日）

○大阪航空局保安部運用課

06-6949-6591（平日9：00～17：45）

090-5963-9643（平日時間外・休日）

なお、航空法施行規則第176条各号に掲げる以下の航空機が搜索救助のために行う航行については、法第81条の2の規定に基づき、法第79条及び第81条は適用除外となり、同規定に基づく許可手続きは不要となります（上記運用は以下に掲げる航空機以外のものに柔軟な運用を認めるものです）。

- ・国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であって搜索又は救助を任務とするもの
- ・前号に掲げる機関の依頼又は通報により搜索又は救助を行う航空機
- ・救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第五条第一項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプターであって救助を業務とするもの

以上